

別表

補助対象事業に要する経費区分表

経費区分	内 容
①旅費	・研修会等に外部から講師として専門家を招く際の交通費 ・先進地研修等にかかる交通費（鉄道、バス運賃） ・事業活動を行うために要する交通費
②報償費	・研修等に外部から講師として専門家等を招く際の謝金
③需用費	・主に消耗される物品の購入等に要する費用 消耗品費、自動車等の燃料費、印刷製本費等（農業体験会、研修会の資料印刷代、資材代等）
④役務費	・主に、サービスの提供を受ける際に要する費用（通信運搬費、手数料、広告料等）
⑤使用料および賃借料	・車両、会場、機器材等の使用貸借に要する費用
⑥備品購入費	・単価 3 万円以上の物品や機器の購入に要する費用（農作業に必要な機器、備品等）
⑦資材購入費	・事業を実施するうえで必要な資材の購入に要する費用

(注) 対象経費に掲げるのうち、国・県等から補助金（障害者自立支援給付費等含む）などの助成を受けた経費については、補助対象外とします。

○事業実績報告書に添付が必要な書類

- ・①～⑦については、領収書等
- ・継続的な雇用が証明できる書類（雇用契約書等の写しや作業日誌等）
- ・障害者等が農作業に従事していることがわかる写真